

2021年4月30日

プレスリリース



福島県信用保証協会との『伴走支援型特別保証制度』の第1・2号案件の取上げについて

福島銀行（取締役社長 加藤 容啓）は、福島県信用保証協会との『伴走支援型特別保証制度』の取扱いを4月1日から開始しております。

福島県信用保証協会において、当制度の4月実行は2件（25百万円）であり、その第1・2号案件を当行にて取上げいたしましたことから、お知らせします。

当制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた中小企業者さまの資金繰り円滑化を図ることを目的としており、当行が中小企業者さまに対して経営の安定化や生産性の向上などを図るために継続的な伴走型での支援を実施するものです。

当行は、今後もコロナ禍で苦しむ地元企業に寄り添い、地域との共生に努めてまいります。

	当制度の主な特徴
融資限度額	4,000万円
資金用途	経営の安定に必要な事業資金
融資形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	当行所定の利率
保証料率	年0.850% 必ず保証協会付保 ただし、年0.65%を国が補助
担保	必要により徴求
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
取扱期間	2021年4月1日（木）～2022年3月31日（木）融資実行分まで
取扱店	全営業店（いつでもどこでも支店を除く）

お問合せ先
福島銀行 法人営業部
TEL 0120-76-2940